

## 別紙

### 「信用取引に関する説明書」の改訂内容について

#### 改訂内容

1. 信用取引の委託保証金代用有価証券の掛目を当社の判断により変更（または除外）する場合があることについて、その事象のほか、掛目の変更等に際しては、事前にお客様へ変更後の掛目および適用日を通知することを記載しました。
2. 各証券取引所の「受託契約準則」等の改訂にともない、制度信用取引によって売買している銘柄について、株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合、分割比率に応じて、制度信用取引の売付株数または買付株数を増加し、約定値段を減額する新たな調整方法について記載しました。

改訂箇所は以下のとおりです。（下線部分が改訂箇所です。）

ページ	施行日及び適用日	新	旧
1 ページ	6月1日	<p><b>信用取引とは.....</b>            信用取引の利用が過度であると証券取引所が認める場合などには、委託保証金率の引上げなどの措置をとることがあります。            また、当社自身の判断によって、独自に信用取引の利用を制限したり、<u>代用有価証券の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う場合</u>もあります。</p>	<p><b>信用取引とは.....</b>            信用取引の利用が過度であると証券取引所が認める場合などには、委託保証金率の引上げなどの措置をとることがあります。            また、当社自身の判断によって、<u>独自に信用取引の利用を制限する</u>場合もあります。</p>
2 ページ	6月1日	<p><b>信用取引の基本的な流れ</b>            委託保証金            信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、<u>代用有価証券の価格が値下がりすること等によって、委託保証金の現在価値が売建株については時価金額の20%未満となった場合、また買建株については売買代金の20%未満となった場合には、不足額を翌々日正午までに当社に差し入れていただく必要があります。</u></p>	<p><b>信用取引の基本的な流れ</b>            委託保証金            信用取引により売買した株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたこと等によって、委託保証金の現在価値が売建株については時価金額の20%未満となった場合、また買建株については売買代金の20%未満となった場合には、不足額を翌々日正午までに当社に差し入れていただく必要があります。</p>
2 ページ	6月1日	<p>注3 <u>委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、証券取引所により変更される又は当社の判断により変更する（*）ことがありますので、ご注意ください。</u>  <u>（*）当社の判断により掛目の変更等を行うことがある事象は以下のとおりです。</u>  <u>特定の銘柄について、証券取引所（複数の市場に上場されている場合は優先市場）が「株券上場廃止基準の取扱い」、「監理ポスト及び整理ポストに関する規則」等に則り監理ポスト割当てを発表した場合</u>  <u>のほか、会社発表および複数の報道内容に関して、顧客保護の観点から特に重要と思われる場合</u>  <u>なお、掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、ご通知した日の翌営業日以降で当社が指定した日といたします。</u></p>	<p>注3 <u>委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により変更されますので、委託の際に当社にご確認ください。</u></p>

ページ	施行日及び適用日	新	旧
3 ページ	5月31日以後の日を基準とする株式分割より適用	<p><b>制度信用取引について</b></p> <p>制度信用取引によって売買している株券が、<u>株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、証券取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。(注)ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合(分割比率1:2等)</u> 株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値(約定値段)を減額します。</li> <li>・ <u>上記以外の株式分割の場合(分割比率1:1.5等)</u> 証券取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値(約定値段)より引き下げます。</li> </ul> <p>また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約3か月後)、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。</p> <p><u>(注)制度信用取引では、お客様が買い付けた株券は、担保として証券会社に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように証券取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。</u></p> <p><u>なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。</u></p> <p><u>このように、権利の処理を行わない場合において、売り方・買い方に不公平が生じ、制度信用取引を継続することが適当でないと認められるときには、制度信用取引の返済期限(6か月)の定めにかかわらず、証券取引所により返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますので、ご注意ください。</u></p>	<p><b>制度信用取引について</b></p> <p>制度信用取引によって売買している株券が、<u>新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利が付与されたことにより新株落ちとなったときは、証券取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値(約定値段)より引き下げて、売り方・買い方双方の不公平をなくします。また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと(通常、配当落ちの約3か月後)、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。</u></p>
4 ページ	6月1日	<p><b>ぜひ注意していただきたいこと</b></p> <p>信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金の率が20%未満になったときは、不足額を翌々日正午までに差し入れていただきます。(場合によっては、委託保証金の率が20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)</p>	<p><b>ぜひ注意していただきたいこと</b></p> <p>信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券が値下がりして、委託保証金の率が20%未満になったときは、不足額を翌々日正午までに差し入れていただきます。(場合によっては、委託保証金の率が20%未満にならなくても追加保証金を差し入れていただくことがあります。)</p>